

沖縄市交通拠点まちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 沖縄市胡屋・中央地区における交通結節点及びその他周辺整備等（以下「沖縄市交通拠点まちづくり」という。）に係る沖縄市交通拠点まちづくり基本計画（案）（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、専門的な知見等から幅広く意見聴取を行うことを目的として、沖縄市交通拠点まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「沖縄市交通拠点まちづくり」について、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

(委員会構成)

第3条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱又は任命された日より沖縄市交通拠点まちづくりに係る基本計画の策定までとする。
- 3 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 4 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。
- 5 委員長は、やむを得ない理由により委員会を開くことが出来ない場合において、事案の概要を記載した書面を委員に配布し、その意見を徴することができる。

6 前項の規定により意見を徴した場合、委員長が次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ず出席できない場合であって、市長が必要と認めたときは、委員は代理出席者を会議に出席させることができる。

(基本計画の策定)

第7条 市は、基本計画の策定にあたり、委員会で聴取した意見を十分に考慮するとともに、基本構想に反映させるよう努めるものとする。

(検討部会)

第8条 委員長は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、沖縄市建設部都市整備室都市交通担当において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月2日から施行する。

別表

分類	役割	所属	役職
学識者	委員	琉球大学	名誉教授
	委員	琉球大学工学部工学科 社会基盤デザインコース	准教授
市民・利用者	委員	胡屋自治会	会長
	委員	センター自治会	会長
	委員	中の町自治会	会長
	委員	まちづくりNPO コザまち社中	理事長
	委員	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会	事務局長
	委員	一般社団法人 沖縄市観光物産振興協会	会長
商業関係者	委員	沖縄市一番街商店街振興組合	理事長
	委員	沖縄市サンシティ商店街振興組合	理事長
	委員	沖縄市センター商店街振興組合	代表理事
	委員	コザゲート通り会	会長
	委員	コザパルミラ通り会	会長
	委員	胡屋大通り会	会長
	委員	合同会社イドムス	代表社員
	委員	沖縄商工会議所 中小企業振興部	部長
交通関係者	委員	一般社団法人 沖縄県バス協会	専務理事
	委員	沖縄バス株式会社	取締役運輸部長
	委員	東陽バス株式会社	運輸部部长
	委員	株式会社 琉球バス交通	代表取締役
	委員	一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
行政	委員	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課	課長
	委員	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	課長
	委員	内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室	室長
	委員	内閣府沖縄総合事務局 南部国道事務所	副所長
	委員	沖縄県 企画部 交通政策課	課長
	委員	沖縄市 企画部	部長
	委員	沖縄市 建設部	部長
	委員	沖縄市 建設部	参事
	委員	沖縄市 経済文化部	部長
オブザーバー		内閣府沖縄総合事務局 南部国道事務所 管理第2課	課長
		独立行政法人 都市再生機構九州支社 沖縄まちづくり支援事務所 まちづくり支援課	課長